

令和7年度

第3回芽室町環境審議会議案

日 時 令和8年3月25日(水)午後3時30分
場 所 芽室町役場2階会議室7

1 開 会

2 会 長 挨拶

3 報 告 事 項

(1) 令和7年度環境調査結果について…資料1

(2) 芽室町一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)進捗状況について
…資料2

4 協 議 事 項

(1) ごみ減量化・資源化への取組について(令和8年度実施事業)…資料3

(2) ゼロカーボンの取組について…資料4

5 そ の 他

6 閉 会

芽室町環境審議会委員名簿

任期 令和6年11月1日～令和8年10月31日

審議会役職	氏名	推薦団体等	役職等
会長	貫田 正博	芽室町消費者協会	会長
副会長	稲垣 輝幸	市街地町内会連合会	事務局長
委員	阿部 浩	一般公募	
〃	佐藤 三千子	〃	
〃	砂金 新一	〃	
〃	大塚 玲奈	〃	
〃	伊藤 千香子	芽室高等学校	養護教諭
〃	横田 聡	北海道農業研究センター 芽室研究拠点	主任研究員
〃	鈴木 昭博	芽室町生活環境推進会	副会長
〃	笹木 邦真	芽室地区連合	会長
〃	村瀬 雅道	芽室町農業協同組合	営農部長兼 審査担当理事
〃	井上 貴明	十勝広域森林組合	参事
〃	大崎 寛	日本甜菜製糖㈱ 芽室製糖所	工務担当次長
〃	後藤 勝幸	日本罐詰㈱	取締役 生産本部長

資料 1

環境調査実施結果について

■調査の概要

環境調査については、毎年、水質・悪臭・騒音について、地点を定めて実施しました。今年度は5年毎に実施する大気汚染調査も実施しました。

令和7年度については、令和6年度に引き続き、これまで実施してきた調査状況等を踏まえ、調査項目および調査地点を継続しています。河川水質調査については、過去の調査において影響の大きいと考えられる地点に絞って実施しており、今後においても、町の環境に注視し、必要に応じた対応を行うよう状況を把握するため、環境調査を継続する考えです。

■令和7年度環境調査実施箇所数・回数

令和7年度においては、大気汚染・水質・悪臭・騒音の4項目について、事業者に委託して業務を実施しました。

調査期間は令和7年6月から令和8年2月までの間、調査内容、地点数等については次のとおり実施し、詳細については、それぞれの項目ごとに資料を添付しています。

項目	実施箇所数・実施回数
大気汚染調査	2か所（2回）
河川水質分析	6か所（4回）
	1か所（1回）
悪臭物質測定	3か所（2回）
騒音交通量調査	1か所（2回）

令和7年度芽室町環境調査結果公表(大気)

■大気測定項目の説明

※一酸化炭素・二酸化窒素

様々な物の燃焼により発生するもので、自動車排気ガスや暖房などが主な発生原因と言われています。

※二酸化硫黄

工業用ボイラーや焼却炉が発生源と言われており、工業地帯で高くなる傾向があります。

※浮遊粒子状物質

工場のばい煙、自動車排気ガスなどが主な発生源ですが、その要因は多岐にわたります。

大気質測定結果(7,8月)

調査地点	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	二酸化窒素 (ppm)
芽室町浄水場	<0.001	0.190	0.013	0.004
	0.003	0.190	0.027	0.009
ひばり福祉館	<0.001	0.150	0.012	0.004
	0.001	0.160	0.017	0.006
環境基準値	0.040	10.000	0.100	0.060
	0.100	20.000	0.200	—

* 上段:1時間値の日平均値、下段:1時間値の最高値

大気質測定結果(12月)

調査地点	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	二酸化窒素 (ppm)
芽室町浄水場	<0.001	0.470	0.014	0.008
	<0.001	0.460	0.033	0.022
ひばり福祉館	0.001	0.420	0.009	0.012
	0.003	0.420	0.021	0.032
環境基準値	0.040	10.000	0.100	0.060
	0.100	20.000	0.200	—

* 上段:1時間値の日平均値、下段:1時間値の最高値

大気質測定結果(平均値)

調査地点	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	二酸化窒素 (ppm)
北海道年平均値 (令和5年度)	0.002	0.200	0.010	0.005

* 各月の「1時間値の日平均値」の平均値

<結果から見る考察>

測定結果を環境基準と比較すると、すべての測定結果が環境基準を満たしており、芽室町の大気環境は概ね良好な状態であることが確認されました。

一方、北海道年平均値と比較すると、芽室町浄水場では、夏季・冬季ともに浮遊粒子状物質、冬季の二酸化硫黄を除く3項目、ひばり福祉館では、夏季の浮遊粒子状物、冬季の一酸化炭素が北海道年平均値を上回っていました。

令和7年度を含む過去5年間の推移では、年度ごとに若干の増減はあるものの大きな変動はなく、平均して推移していることが分かります。

以上のことから、令和2年度の大気汚染測定結果は、両地点ともに全ての測定項目で環境基準を満たしていましたが、冬季に二酸化窒素や一酸化炭素濃度が夏季より上昇する傾向がみられ、北海道年平均値を上回る、項目が多い状況となっています。これらは冬季に各施設や一般家庭で暖房施設を頻繁に使用することから、これら排気ガスの影響が夏季より強くなるためと考えられます。ただし、過去5年間の推移を見ても環境に大きく影響を及ぼす状況ではないことから、今後も5年に一度の調査で、事案が発生した場合は個別に対応するものとします。

令和7年度芽室町環境調査結果公表（河川水質）

河川水質調査は、令和3年度から主流の河川の状況について調査ポイントを絞って実施し、町内の3河川（美生川、芽室川、ピウカ川）について水質調査を実施しました。このうち芽室川と美生川については、環境基準という達成されることが望ましい基準が設定されています。

環境基準には、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌数の5項目があります。また、その程度について河川の水域により類型区分がAA～Eの6段階に設定されており、美生川は最も厳しいAA類型に、芽室川は2番目に厳しいA類型に指定されています。

なお、令和4年度から、これまで大腸菌群数として調査項目（方法）が設定されていましたが、法令等の改正により大腸菌数へと調査項目（方法）が変更となっています。

【美生川】大腸菌数において、7月9月は全地点、河川環境基準値（AA類型）を超過する結果となりました。（11月、2月は基準以下）大腸菌数以外の項目は、河川環境基準（AA類型）を満たしておりました。

大腸菌数は、令和6年度と令和7年度を比較すると、すべての箇所ですべて令和6年度に値の上昇がみられました。基準値超過の一因としては、調査地点周辺の土地利用状況から、気温上昇による大腸菌数の活発化および家畜ふん尿由来のふん便の影響が可能性として考えられます。

大腸菌数の調査は、法改正により令和4年度から追加された項目であり、大腸菌数の値は、よりの確にふん便汚染による水質悪化を捉えることができます。今後も調査を継続していくうえで、環境基準を超える傾向が続く場合は、北海道や町関係部署と協力し、水質汚濁防止法の届出対象施設などを中心に河川状況の把握など対策を進めます。

美生川水域の水質測定結果（平均値）

	美生橋（下流）		中美生橋（中流）		西伏美橋（上流）		環境基準
	R6	R7	R6	R7	R6	R7	
pH	7.4	7.3	7.4	7.3	7.4	7.3	6.5～8.5
BOD (mg/l)	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	1 mg/l 以下
SS (mg/l)	2	2	1 未満	2	1 未満	1 未満	25 mg/l 以下
DO (mg/l)	11.1	10.8	11.2	11.0	11.2	11.1	7.5 mg/l 以上
大腸 菌数	48	66	39	120	44	310	20 以下

【芽室川】BODは7月に毛根中島橋で、大腸菌数においては、7月に全地点で河川環境基準（A類型）を超過する結果となりました。その他の項目は、河川環境基準（A類型）を満たしておりました。

基準値超過の一因としては、上流の調査地点である西芽室橋から毛根中島橋の地点間で有機物の汚濁流入や家畜ふん尿由来のふん便の影響があったことが推察されました。

大腸菌数は美生川と同様に水温上昇などの環境条件によって大腸菌が増殖しやすい状況であったこと、および家畜ふん尿由来のふん便の影響が可能性として考えられます。

芽室川水域の水質測定結果（平均値）

	毛根中島橋（下流）		西芽室橋（中流）		上芽室橋（上流）		環境基準
	R6	R7	R6	R7	R6	R7	
pH	7.5	7.5	7.5	7.4	7.5	7.4	6.5～8.5
BOD (mg/l)	1.0	2.0	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	2 mg/l 以下
SS (mg/l)	2	3	1 未満	2	1 未満	1	25 mg/l 以下
DO (mg/l)	11.6	10.9	11.7	11.5	11.6	11.6	7.5 mg/l 以上
大腸菌数	540	420	110	340	130	480	300 以下

【ピウカ川】 河川環境基準で類型が指定されていませんが、A類型に指定されている十勝川へ合流するため、A類型を基準として調査しました。

調査地点については、今後、数年間かけて河川改修工事が行われることから、複数年にわたって調査地点を移動する必要がない高岩橋を測定地点として実施しています。その結果、高岩橋については、すべての項目が河川基準（A類型）を満たしています。

高岩橋については、9月に1回のみ調査を行っています。

ピウカ川水域の水質測定結果

	高岩橋		環境基準
	R6	R7	
pH	7.7	7.6	6.5～8.5
BOD (mg/l)	0.5 未満	0.5 未満	2 mg/l 以下
SS (mg/l)	2	4	25 mg/l 以下
DO (mg/l)	10.0	9.2	7.5 mg/l 以上
大腸菌数	36	58	300 以下

平均測定結果は、美生川および芽室川の大腸菌数を除き、基準を満たす結果となりましたが、今後においても関係機関と連携しながら調査等を行い、基準値を超過する状況が継続する場合は、原因の特定と必要な指導・対策等に努めます。

【用語解説】

- 水質イオン濃度 (pH)
水の酸性・アルカリ性の度合いを示す指標。
- 生物化学的酸素要求量 (BOD)
水中の有機物などの量を、酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表した数値。
- 浮遊物質量 (SS)
水中に浮遊している直径 2 mm 以下の物質の量。
- 溶存酸素量 (DO)
水中に溶けている酸素の量。
- 大腸菌数
ふん便性に由来する菌の総称。
- 大腸菌群数
鳥類やほ乳類の腸管内にいる大腸菌に類似した菌の総称。大腸菌群には土壌など自然界に由来するもの、あるいは人為的な排水に由来するものなど様々であり、多様な発生原因が考えられる。

令和 7 年度芽室町環境調査結果公表（悪臭）

悪臭測定は、芽室町に所在する臭気発生が考えられる地点と、その周辺環境（風下側）における状況確認を目的として調査しています。

悪臭測定結果

測定地点		日甜沈殿地		日罐境界		東めむろ住宅団地		基準値	
		1 2 月	2 月	9 月	2 月	1 2 月	2 月	A 区域	B 区域
アンモニア ppm		0.10	0.16	0.27	0.06	0.05	0.10	1	2
硫黄系 ppm	メチルメルカプタン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002	0.004
	硫化水素	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002	0.002 未満	0.02	0.06
	硫化メチル	0.001 未満	0.003	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01	0.05
	二硫化メチル	0.0009 未満	0.009	0.03					
※官能試験法 臭気指数		10 未満	10 未満	16	10 未満	10 未満	10 未満		
※悪臭防止法による区域区分		B 区域		B 区域		A 区域			

令和 7 年度の測定では、すべての地点で悪臭防止法に基づく規制基準に適合していました。

※ ppm とは、parts (パート) per (パー) million (ミリオン) の頭文字をとった「100 万分の 1」のことです。

濃度の単位 比率：百万分の 1 = 0.0001% = 1 ppm

※ 官能試験法とは、数人の試験者のきゅう覚による調査方法で、採取した試料（空気）を徐々に薄め、臭気を感じるかを測定するものです。つまり、人間の鼻による臭気の強さを数字で表したものです。

※ 悪臭防止法による区域区分とは、悪臭防止法に基づき北海道知事が定めた規制地域の区分で、A～C の 3 区分があります。おおむね都市計画法に基づく用途地域により区分され、住居専用地域や商業地域などを C 区域として最も厳しい基準が適用され、工業地域などを B 区域として A 区域よりやや緩い基準が適用されます。（芽室町には C 区域の指定地域はありません。）

令和7年度 芽室町環境調査結果公表（騒音）

■騒音交通量測定結果

測定地点		西4条9丁目（国道38号線）	
環境基準地域の類型		B	
車道端からの距離		0.5m（地上からの高さ1.2m）	
測定日		8月	11月
等価騒音レベル	昼間（6～22時）	68.0 デシベル	69.0 デシベル
	夜間（22～6時）	64.0 デシベル	64.0 デシベル
日交通量 （台/時間）	昼間（6～22時）	640	600
	夜間（22～6時）	150	100
大型車混入率 （%）	昼間（6～22時）	23	25
	夜間（22～6時）	51	43

【騒音に係る環境基準（北海道）および要請限度（環境省）】

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

ただし、特例として幹線交通を担う道路に近接する空間については、次の基準となり、町が行う測定基準値は、次の数値が適用されます（要請限度）。

基準値	
昼間	夜間
75 デシベル以下	70 デシベル以下

<令和7年度 測定結果からの考察>

令和7年度の基準時間帯平均等価騒音レベルは、調査結果が環境基準及び要請限度を満足しており、生活環境が著しく損なわれる状況ではありませんでした。

結果は基準値内ではありますが、騒音測定については、今後も継続して調査を進めます。

■過去5年間の騒音交通量調査結果（8月）

調査項目		R3	R4	R5	R6	R7	環境基準 (要請限度)
等価騒音レ ベル (db)	昼間	69	68	69	68	68	70 以下 (75)
	夜間	65	64	65	63	64	65 以下 (70)
日交通量 (台/時間)	昼間	700	630	690	670	640	
	夜間	130	110	140	120	150	
大型車混入 率 (%)	昼間	29	22	26	24	23	
	夜間	51	68	46	46	51	

■過去5年間の騒音交通量調査結果（11月）

調査項目		R3	R4	R5	R6	R7	環境基準 (要請限度)
等価騒音レ ベル (db)	昼間	69	69	68	68	69	70 以下 (75)
	夜間	64	64	63	65	64	65 以下 (70)
日交通量 (台/時間)	昼間	640	650	640	620	600	
	夜間	100	110	110	110	100	
大型車混 入率 (%)	昼間	29	25	28	28	25	
	夜間	56	57	60	55	43	

<過去5年の測定結果からの考察>

昼間の基準時間帯平均等価騒音レベルは、8月、11月ともに環境基準を満足し続けて推移しており、生活環境が著しく損なわれる状況ではなかったことが分かりました。

夜間の基準時間帯平均等価騒音レベルは、昼間の結果と同様に8月、11月ともに環境基準を満足し続けて推移しており、生活環境が著しく損なわれる状況ではなかったことが分かりました。

基準時間帯平均等価騒音レベルの推移は、8月、11月ともにおおむね横ばいでした。なお、夜間の令和3年度、令和5年度、令和6年度において環境基準の上限値と同値も観測されていることから、今後の動向に注意が必要です。

※地域の類型

A A 地域…療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に
静穏を要する地域

A 地域…専ら住居の用に供される地域

B 地域…主として住居の用に供される地域

C 地域…相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※デシベルとは、音の強さの単位の一つで、人間の耳に感じる最小値を 0 デシベルとし、この単位に対する対数比でその音の強さを示します。人間の耳に耐える最大値は 130 デシベルとされています。

（定義）

第3条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動にともなって生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって人の健康又は生活環境にかかる被害が生ずることをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産及び人の生活に密接な関係のある動植物、その生育環境その他の自然環境を含むものとする。

3 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設で、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭（以下「ばい煙等」という。）を発生し、排出し、又は飛散させるもののうちその施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等が公害の原因となるもので規則で定めるものをいう。

4 この条例において「規制基準」とは、特定施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等の量、濃度又は程度の許容限度をいう。

（規制の措置）

第8条 町長は、公害を防止するため事業者の遵守すべき大気の汚染又は水質の汚濁の原因となる物資の排出等に関する規制その他公害の防止に関する必要な規制の措置を講じなければならない。

（改善勧告）

第21条 町長は、特定施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等が規制基準に適合しないと認めるとき又は適合しないおそれがあると認めるときは、当該ばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させる者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法又はばい煙等の処理の方法などを改善すべきことを勧告することができる。

（改善命令）

第22条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法又はばい煙等の処理の方法などを改善すべきことを命ずることができる。

（停止命令）

第23条 町長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その者に対し特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 町長は、第17条第1項から第3項までの規定による届け出をしないで特定施設を使用している者がいるときは、当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

（特定施設）

第2条 条例第3条第3項に規定する特定施設は、別表に掲げる施設とする。

別表（第2条関係）

特定施設

1 汚水等排出施設

- （1） 豚房、牛房、馬房（豚房にあつては、豚房の総面積が50平方メートル未満、牛房にあつては、牛房の総面積が200平方メートル未満、馬房にあつては、馬房の総面積が500平方メートル未満のもので、ふん尿、汚水等を公共用水域に排出するものに限る。）
- （2） 自動車洗淨施設（自家用、自動式の洗淨施設を除き、公共用水域に排出するものに限る。）
- （3） 汚水等地下浸透処理池（畜産農業、食料品製造業、セメント製品製造業、砕石業、砂利採取業、紡績業、金属製品製造業の用に供する施設及び自動車洗淨施設で、し尿、汚水廃液等を地下浸透処理するものに限る。）

2 悪臭発生施設

- （1） 畜舎（条例第28条第2項の規定による畜舎の設置を制限する区域（以下「制限区域」という。）内にあつては、牛、馬、豚にあつては、1頭以上、めん羊、山羊にあつては、4頭以上、鶏にあつては100羽以上、犬にあつては10頭以上、あひるにあつては、50羽以上を飼養し、収容するものに限る。制限区域以外の区域にあつては豚50頭以上、鶏5,000羽以上を飼養し、収容するものに限る。）

■芽室町一般廃棄物処理基本計画進捗状況について

1 資源ごみのリサイクルへの取組

(1) 小型電子機器リサイクルの推進

・令和3年度より小型電子機器等処分業者と契約を結び、回収対象品目を増やし回収量の増加に向けた取り組みを推進しています。

～小型電子機器等処分業者回収実績～

年 度	回収量
令和4年度	959 kg
令和5年度	1,395 kg
令和6年度	1,350 kg
令和7年度（2月末時点）	419 kg

(2) 資源物集団回収事業の推進

・令和4年度の要綱改正により、少年団や、民間団体も対象となっています。

～回収量の内訳（町内会等）～

年 度	回収量
令和3年度	434,517 kg
令和4年度	405,911 kg
令和5年度	371,312 kg
令和6年度	345,202 kg
令和7年度（2月末時点）	208,333 kg

(3) 新たな周知の仕組み導入への取組

・町公式LINEアカウントを活用し、次のツール等を運用しています。

- ①粗大ごみ申込フォーム
- ②落ち葉等回収連絡フォーム
- ③登録者へのごみ収集日通知（プッシュ型）
- ④ごみ分別検索（チャットボット）

※令和6年度に運用開始を開始したごみ分別検索方法（チャットボット）ですが、令和8年3月時点でごみの分別項目は、ごみ分別手引きに基づき約1,500種類あり、令和7年度は2月末時点でおよそ5,000件の検索がありました。

・電池の捨て方の周知

各家庭で使用した電池は、種類ごとに処分の方法が異なるため、適正な処分方法を広報誌やホームページで周知しています。

特に、リチウムイオン電池などの充電式電池は、モバイルバッテリーや加熱式たばこ等の幅広い製品に使用されていますが、破損や変形により発火する危険性が高く、ごみ収集時の誤混入による発火発煙事故が多発していることから適正な処分について周知しました。

・テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの処分方法の周知

上記家電4品目の回収・リサイクルについて、専門許可業者に依頼する方法について、町広報誌及びホームページで周知しました。専門許可業者が自宅から回収しリサイクルを行います。（別途、リサイクル料+収集・運搬料金がかかります。）

2 事業系ごみのリサイクルに向けた取組

- (1) 事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に向けた新たな制度に向けた検討
 - ・他市町村の取り組み事例を調査中であり、引き続き資料収集を行います。

3 ごみ減量の取組

(1) 事業者との連携等によるごみ削減の取組

- ・宴会時の食べ残しを減らす取り組みの一つである「宴会5か条」の実践について、広報誌で周知を行いました。
- ・商店会や飲食店との意見交換については、実施できませんでした。

(2) 食品ロス削減の推進

- ・他自治体の食品ロス削減の取組事例についての調査を継続し、第6期総合計画の策定作業に合わせて検討を行います。

4 その他の取組

(1) 色付き指定ごみ袋の取扱いに関する検討

- ・色付き指定ごみ袋については、その取扱いについて町民の皆さまから意見が寄せられているところです。令和10年度の新中間処理施設供用開始時期に合わせて、1年前の令和9年4月までに最終的な結論を決定する予定です。
- ・色付きごみ袋の作成・配送を受託している社会福祉法人との担当者レベルでの協議を行いました。

(2) 環境保全を実現するための計画の推進

- ・第3期クリーンめむろ環境基本計画及び芽室町一般廃棄物処理基本計画については、令和9年度を開始とする新たな計画を策定します。これまでの取り組みの成果を整理し、他自治体の取り組みを参考に調査を進め、次年度以降の取組の準備を行いました。

■令和8年度実施予定 重点取組事項

1 環境保全を実現するための計画の推進

第3期クリーンめむろ環境基本計画及び芽室町一般廃棄物処理基本計画の期間は令和8年度が計画最終年であること、令和10年度から十勝環境複合事務組合において新中間処理施設が供用開始されること、本町が実施しているごみ分別方法をはじめ、ごみ減量化・資源化等に向けた今後の本町のごみ処理体制のあり方等をまとめることを目的に、令和9年度を開始年とする新たな計画を策定していきます。

2 資源ごみのリサイクルへの取組

わかりやすい周知への取組

①町広報誌やホームページなどを活用した周知を継続して行い、さらに、政策推進課広報広聴係と連携して「粗大ごみ申込フォーム」や「教えて！ごみの分別」について、利用しやすいフォームを作ります。

②ホットボイスや問い合わせなどから寄せられるごみに関するよくある質問について、町ホームページのFAQの充実を図ります。

3 事業系ごみのリサイクルに向けた取り組み

事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取り組みに向けた新たな制度に向けた検討

事業系一般廃棄物の減量化に向けた新たな取り組みのため、引き続き町内企業の現状の把握や、十勝管内や芽室町と同規模の他自治体の取組事例を調査しながら、事業系ごみ分別に対する対策を検討していきます。

4 ごみ減量の取組

(1) 事業者との連携等によるごみ削減の取組

①食品ロス削減への取り組みに向けて、商店会や飲食店と意見交換を行い、いただいた意見をもとに取り組み可能であるものから事業者との連携を相互理解のもとで進めていきます。

②食べ残しの抑制や食材の使いきりによる食品ロスへの取組のため、「30・10運動」や「宴会5か条」について、飲食店の方と連携して店舗利用者へ普及促進を進めます。

(2) 食品ロス削減の推進

他自治体の食品ロス削減取組事例等を参考にしながら、芽室町の実態に即した食品ロス削減計画の策定を第6期総合計画の策定作業に合わせて進めます。

5 色付き指定ごみ袋の取扱いに関する検討

色付き指定ごみ袋については、その取扱いについて町民の皆さまから意見が寄せられており、令和8年度に各種計画策定の検討を進める中で、令和10年度の新中間処理施設供用開始の1年前にあたる令和9年4月までに最終的な結論を決定します。

第4期クリーンめむろ環境基本計画

芽室町ごみ処理基本計画(一般廃棄物処理計画)

の策定について

■クリーンめむろ環境基本計画の概要

芽室町総合計画や環境基本条例の考え方を踏まえた、環境分野における事業推進の指針となる役割を持つ計画です。

総合計画の中にある環境分野に関する事項について整理し、事業を進めていく上での基本理念を定めます。

■芽室町ごみ処理基本計画(一般廃棄物処理計画)の概要

現在の計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する、市町村が定める一般廃棄物処理計画としての位置付けとなっています。

加えて、現在のごみ処理の状況や今後の町のごみ処理に対する考え方を整理し、ごみ処理事業の指針とする内容とします。

■策定スケジュール(案)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
作業スケジュール	計画概要の整理			計画(案)の作成								
			審議会				審議会		審議会	全体 庁議	パブコメ	
												審議会 完成

■第3期クリーンめむろ環境基本計画 <ダイジェスト版>

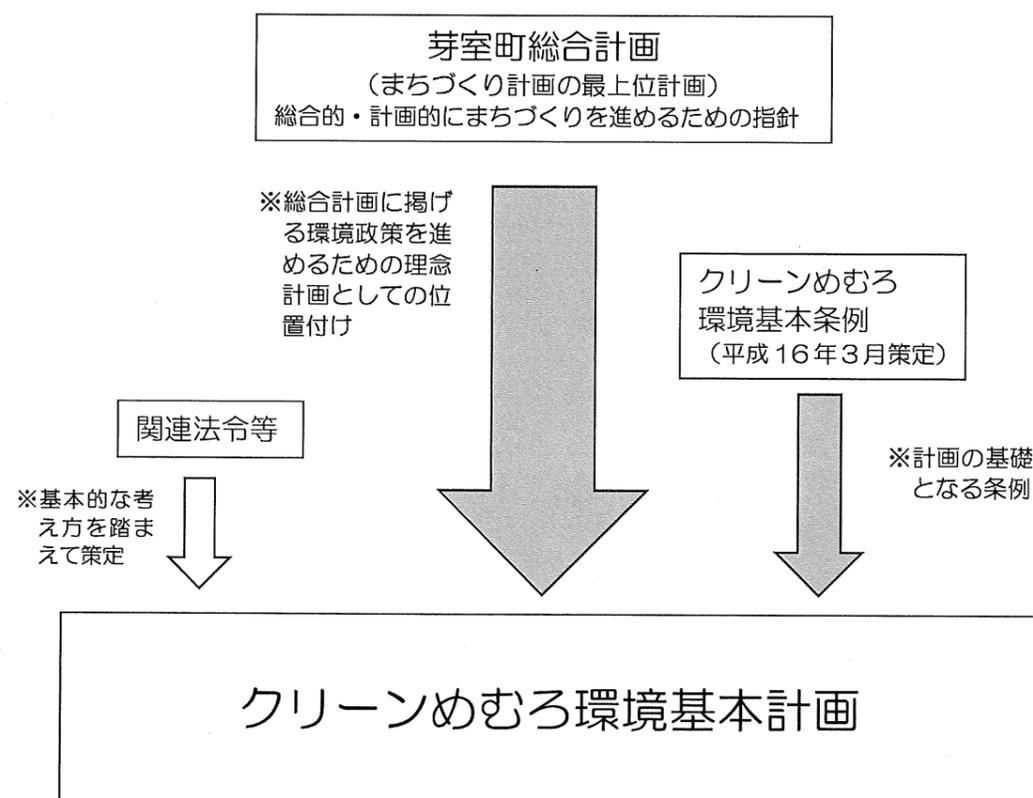
●クリーンめむろ環境基本計画とは

第5期芽室町総合計画や環境基本条例の考え方を踏まえた、環境分野における事業推進の指針となる役割を持つ計画です。

●計画の位置付け

環境基本条例の考え方を踏まえつつ、本町のまちづくりの計画として最上位計画である総合計画の中にある環境分野に関する事項について整理し、事業を進めていく上での理念をまとめた計画として位置付けるものです。

【クリーンめむろ環境基本計画の位置付け】



【クリーンめむろ環境基本計画の変遷】

平成12年3月	「クリーンめむろ大作戦計画」策定	資源ごみの分別収集の開始などから策定
平成16年6月	「クリーンめむろ環境基本条例」施行	環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指して施行
平成17年3月	「第1期クリーンめむろ環境基本計画(クリーンめむろ大作戦パート2)」策定	条例を踏まえた環境分野の実行計画(アクションプラン)として策定
平成23年3月	「第2期クリーンめむろ環境基本計画(クリーンめむろ大作戦パート3)」策定	
平成31年3月	「第3期クリーンめむろ基本計画」策定	これまでの計画を引き継ぎつつ、環境分野についての町の考え方を示した理念計画として策定

●計画期間

環境基本計画について、まちづくり計画の最上位計画に位置付ける総合計画の考え方を踏まえたものにすることが必要であることから、総合計画の構想期間に合わせた平成31(2019)年度から平成38(2026)年度までの8年間を計画期間とします。

●計画の進行管理

今回の環境基本計画については第5期芽室町総合計画をもとに構成しており、町の各事業は総合計画に基づいて行われ、総合計画における実施計画に掲げる施策は芽室町総合計画審議会において毎年評価が行われています。

環境部門の施策の評価についても芽室町総合計画審議会で評価されることから、その評価結果を環境基本条例に基づく「芽室町環境審議会」に報告することとし、町が行う環境部門に係る事項等に対する意見等をいただき、意見等を事業を実施する各課と共有しながら環境分野の施策の進行管理を行っていきます。

●計画の公表

環境基本計画の策定内容等については、ホームページや広報誌等を通じて周知を行い、広く計画内容が知られるように公表します。

●町・事業者・町民の役割と責務

環境基本条例にも掲げているとおり、より良い環境を守り、育て、創造していくためには、町・事業者・町民が、それぞれの役割に応じた取組を行っていく必要があります。

町が行うべき施策のほか、事業者の活動や町民の日常生活等においてそれぞれが実施可能な環境に配慮した行動に取り組んでいきます。

●これまでの計画から見える課題

- 景観の保全と創造～ペット飼育マナーや空閑地等管理対応等
- 自然環境保全とクリーンエネルギーの推進～クリーン農業や新エネルギーの推進等
- 廃棄物の抑制と適正な処理～ごみの減量対策や不法投棄防止対策等
- 良好な生活環境の整備～公園や下水道などのインフラ整備

●環境基本計画が掲げる基本理念

新たに策定する環境基本計画で掲げる基本理念を次のとおり定めます。

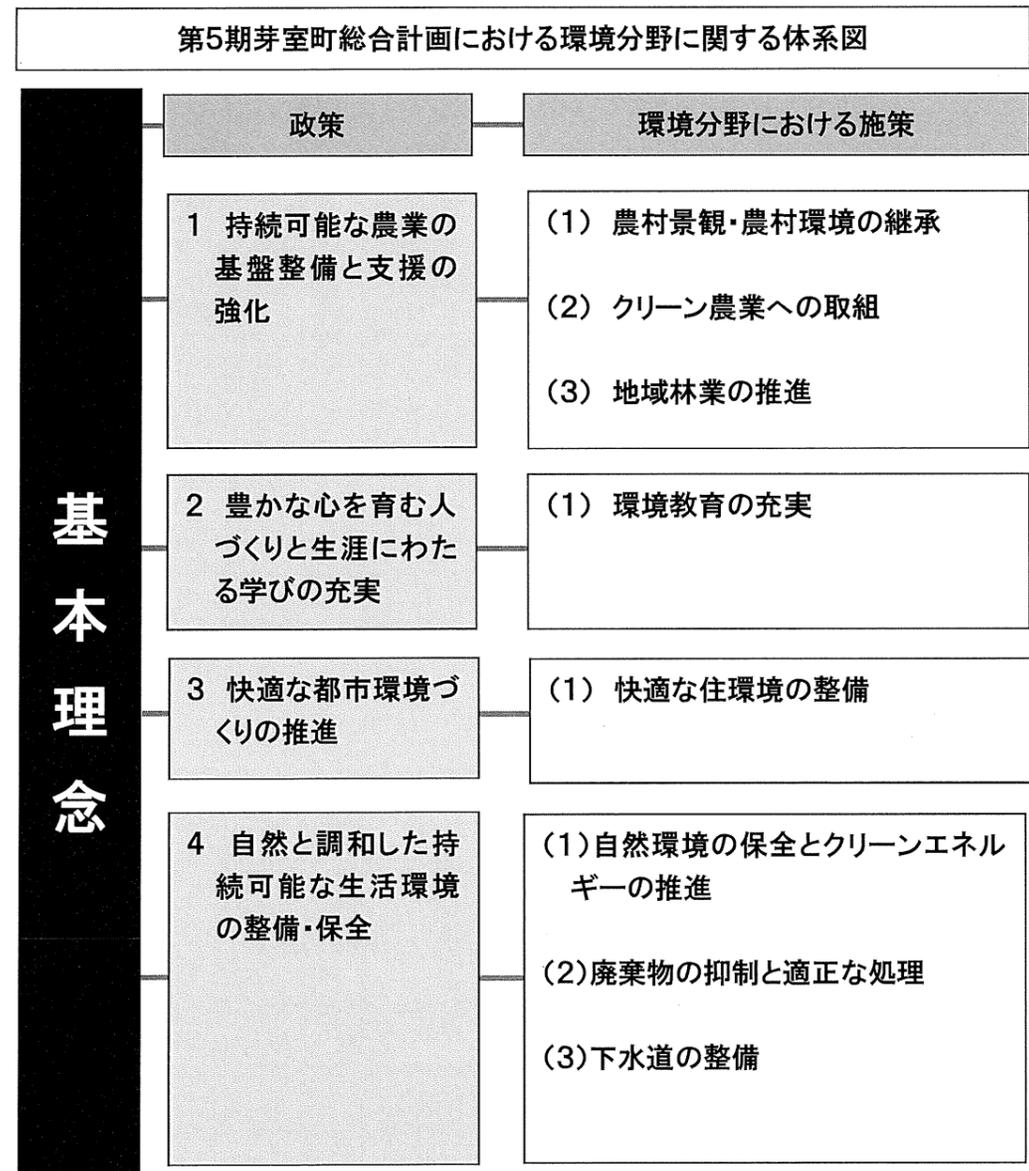
環境基本計画の基本理念

- 恵まれた自然環境との共生は、町民がすこやかで心豊かに生活できる好ましい環境を確保し、将来の世代に引き継ぐことを目的として行います。
- 恵まれた自然環境との共生は、人間が自然の中に生かされているという視点にたつことを基本とし、健全で恵み豊かな環境の確保を目的に、全ての町民の自主的な取組によって行います。
- 地球環境の保全は、人類共通の願いであるとともに、町民のすこやかで心豊かな生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、全ての町民が自らの問題としてとらえ、日常生活において、積極的に推進します。

【クリーンめむる環境基本条例第3条（基本的な考え方）より】

●基本理念を実現するための政策体系

環境基本計画の基本理念に掲げる芽室町の恵まれた自然環境との共生について、第5期芽室町総合計画における環境分野等に関する基本目標、政策、施策をもとに、関係課において具体的な事業に取り組み、将来の世代のためにすばらしい自然の継承と快適で安全な暮らしができる環境の確保を目指します。



芽室町ごみ処理基本計画の概要(計画期間:令和3年度～令和8年度)

第1章

基本的事項

●計画策定の目的

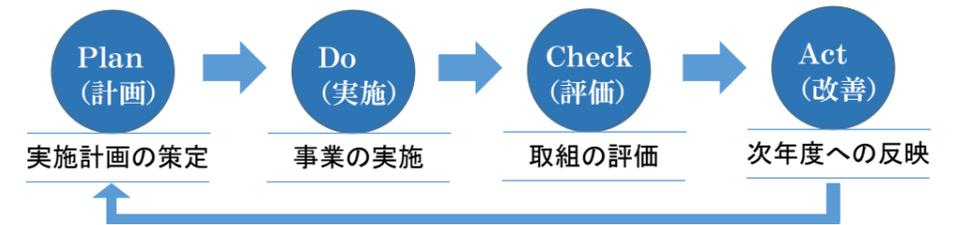
国では、各種法令整備により3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による循環型社会の構築を目指してきました。

さらに、プラスチック資源循環戦略の制定や食品ロスの削減の推進に関する法律の施行など、大きく状況が変化しています。

これらの状況を踏まえ、社会経済情勢等の変化も捉えながら、ごみなどを安定的かつ適正に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、循環型社会の実現を目指すことを目的に本計画を策定するものです。

●計画の推進サイクル

計画を進めるため、PDCAサイクルを構築し、マネジメントを繰り返しながら取組を実施します。



第2章

ごみ処理の現状分析

【前計画の目標達成状況(目標値と令和元年度実績の比較)】

ごみ総排出量 (町内すべてのごみ排出量)	ごみ総排出量から見た 1人1日あたりごみ排出量	家庭系ごみから見た 1人1日あたりごみ排出量	リサイクル率 (ごみ総排出量を基準に算出)
目標値 4,812 トン以下	目標値 705g/人・日以下	目標値 515g/人・日以下	目標値 30%以上
↓	↓	↓	↓
R1 実績 5,238 トン	R1 実績 779g/人・日	R1 実績 596g/人・日	R1 実績 26.65%
<参考> H22 (計画当初) 5,343 トン	<参考> H22 (計画当初) 756g/人・日	<参考> H22 (計画当初) 558g/人・日	<参考> H22 (計画当初) 24.71%

■結果

すべての指標において目標未到達

■未到達の要因

不燃ごみ・資源ごみの排出量の増
計画収集ごみ排出量の増

■今後取り組むべき事項

資源化可能なごみの分別
ごみ排出抑制に対する理解と協力

第3章

ごみ処理の取組の方向性

基本理念を進めるための考え方

○再使用・再生利用に向けた考え方

さまざまな手段を活用した「再使用」や「再生利用」の方向性を重視し、その結果、中間処理や最終処分されるごみの排出量の削減を図ります。

○町・事業者・市民の連携体制の構築

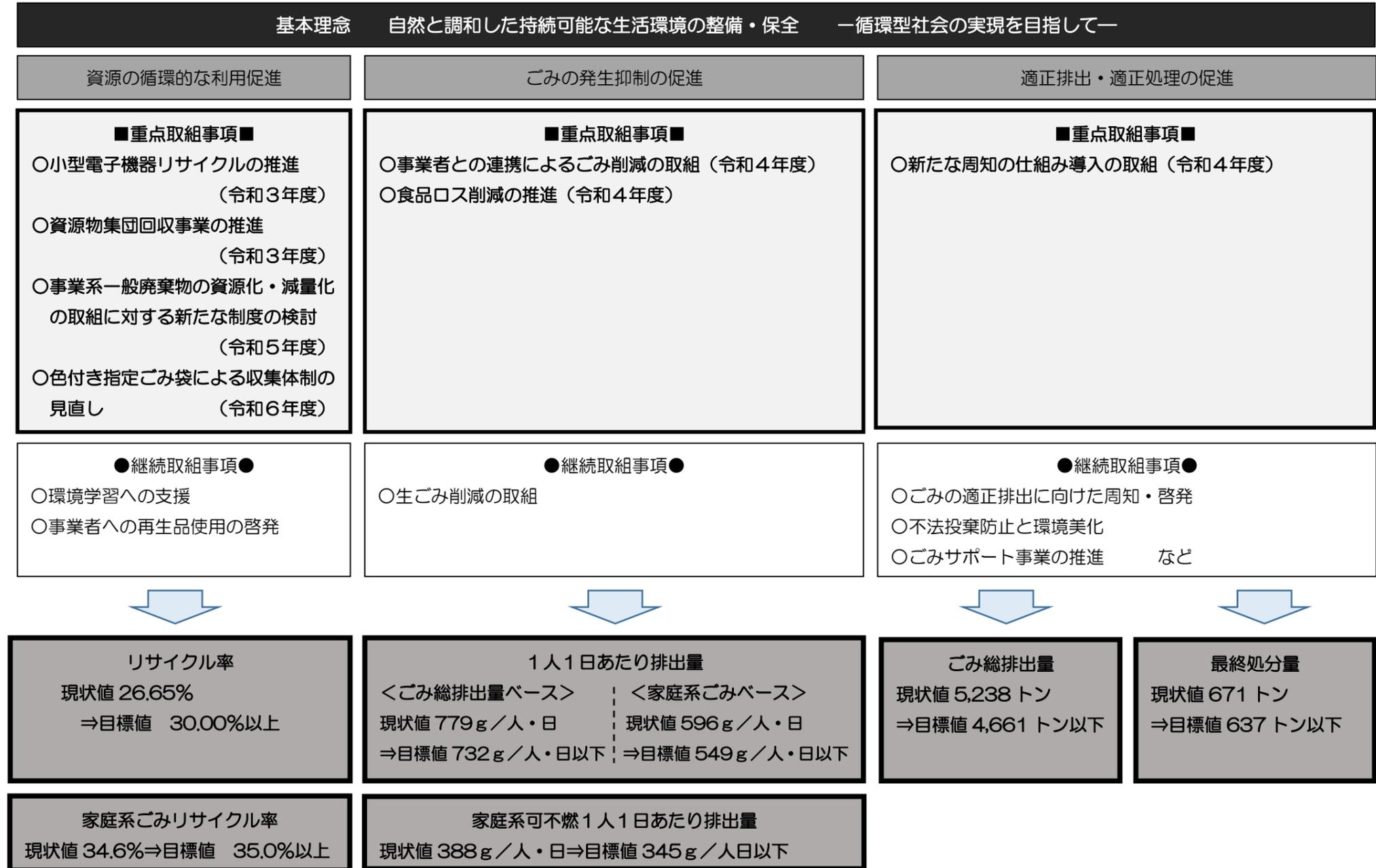
ごみの資源化を図る上では、いわゆる「ダメごみ」の排出量を削減することや、使用可能な物の再利用を促すことができる環境づくりが必要であることから、具体的な取組事項等を取り上げつつ、町民・事業者・町が一体となつてごみの資源化・減量化に取り組むものとしていきます。

基本理念(第5期芽室町総合計画における施策)
自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全

【基本理念を実現するための基本方針】

- 基本方針 1 資源の循環的な利用促進
- 基本方針 2 ごみの発生抑制の促進
- 基本方針 3 適正排出・適正処理の促進

【ごみの資源化・減量化を進めるための施策の展開】



第4章

今後の検討事項

- 新中間処理施設建設に伴うごみ処理の対応
十勝圏複合事務組合で新中間処理施設整備の検討が進められており、新施設に合わせたごみ分別・処理体制の見直し・検討を行います。

事業者から情報提供を受けているゼロカーボンへの取組事項

【液体燃料触媒「SLOW」】

■液体燃料触媒「SLOW」について

主成分がイソプロピルアルコール(手指消毒にも使われるアルコール)で、A 重油や灯油、ガソリン・軽油など石油由来の燃料に入れることで炭素分子の結合を切り離して燃料効率を高めるもの。

燃焼効率が良くなることで燃料使用量の削減につながり、結果、コスト削減と温室効果ガス排出量削減を実現できるというもの。燃料費1/10,000の量を投入することから、少量で効果を発揮する(ガソリン100リットルに対し、10ccの SLOW を投入)。

○触媒と添加剤の違い

燃焼効率を高めるものの1つに「添加剤」というものがある。

添加剤は、キャンプなどで使われるいわゆる「たきつけ」のように添加剤自身が燃焼して燃料を燃えやすくするもので、燃料の外側から熱を出すため、燃焼効率の向上にはつながらない(丸太にそのまま燃焼材を使い、丸太に火をつけるようなイメージ)。

一方、触媒は丸太を薪などのようにする、材料を細かくする役割を持ち、材料全体が効率よく燃えるような仕組みになっている。

添加剤は、一気に高温になったのちに温度が下がるのに対し、触媒は添加剤ほど高温にならず一定の温度を保つことができることが特徴。

○導入実績

鷹栖町(上川管内)の介護・温浴施設や鹿追町(十勝管内)の公共施設7施設、釧路町(釧路管内)のコミセンや小学校など、道内自治体の公共施設等に導入実績があり、ボイラー等に使用している(資料作成時:道内25自治体)。

【地域新電力会社からの電力供給】

■新電力会社からの電力供給について

鹿追町では、家畜ふん尿によるバイオマスをはじめ様々なエネルギーから発電を行い、再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。)から作り出された電気として需要家(電気を必要とする方)に販売している。その電力を販売する小売事業者として、鹿追町・株式会社エネウィル(東京都)で構成・出資する地域新電力会社「鹿追未来エネルギー株式会社」を設立して事業を行っている。

再エネ由来の電力供給については、自営線などの独自線を引くのではなく、再エネから作られた電力として環境価値を証書化する『非化石証書』を付けることで、購入先の電力・電気が再エネ由来のものであるとするものである。

一般的に北海道電力からの電力供給を受けるため、同社との電力供給契約を締結しているが、その契約を地域新電力会社へ変更し、再エネ由来の電力として供給を受けるものである。料金設定は、地域新電力会社が設定した金額を地域新電力会社へ支払うものであり、現行では北海道電力の電気料金単価より安価な金額設定で供給しているとのこと。

■広域連携による電力供給について

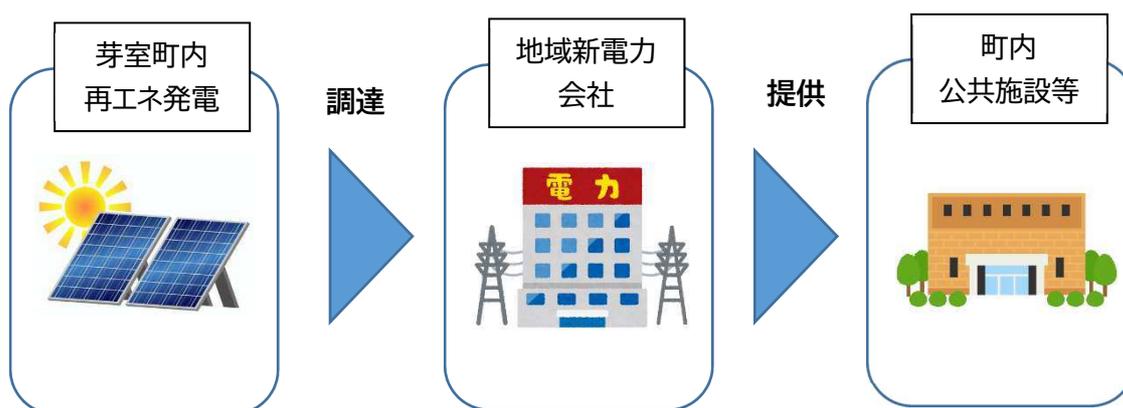
○鹿追未来エネルギー株式会社からの電力供給

鹿追未来エネルギー株式会社が生産できる電力を、再エネから作られたものであることを証明する「非化石証書」を付した電力・電気として芽室町内の公共施設へ供給するもの。

送電については、ほくでんネットワークの送電網を活用するため、芽室町・各公共施設での電力供給・電気使用については現在と変更となる点はない。

なお、鹿追町内の再エネ施設等で発電した電力だけではなく、芽室町内の発電事業者（太陽光発電設備を持つ事業者）等からも電力供給を受け、町内での再エネ由来の電力についても活用できるよう、鹿追未来エネルギー株式会社で働きかける。

<事業のイメージ>



PRESS

液体燃料触媒「SLOW」 比布町の 2 施設で試験導入を開始 | 株式会社 VOREAS | ヴォレアス北海道

2025 年 11 月 17 日

日頃よりヴォレアス北海道の活動に対し、ご支援・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

また 2025-26 シーズンもたくさんの応援をいただき誠にありがとうございます。

ヴォレアス北海道を運営する株式会社 VOREAS は、比布町の施設にて化石燃料削減プロダクト「SLOW」を導入することを発表いたします。

SLOW とは

「SLOW」は化石燃料に対応した液体燃料触媒であり、分子間の結合を切り離すことで燃料の完全燃焼を促し、燃焼効率を高めることでコスト削減と温室効果ガス排出量削減を同時に実現できるプロダクトです。



VOREAS は 2021 年 9 月に VOREAS GREEN DEAL 宣言(以下 VGD 宣言)を発表。同時に液体燃料触媒「SLOW」の販売を発表し、ステークホルダーに対して導入を進めてまいりました。

現在 26 自治体と導入を進めており、最大 50%の燃費改善効果を確認した事例も出てきました。

比布町では 2050 年までの二酸化炭素排出の実質ゼロを目指しており、この実現に向けた取り組みの一環として、液体燃料触媒「SLOW」を施設のボイラーにて試験導入することが決まりました。

これにより液体燃料触媒「SLOW」の北海道自治体での導入は合計で 26 自治体となりました。

「SLOW」が導入される施設、設備及び期待される効果については以下の通りです。

<p>導入施設</p>	<p>灯油:比布中央学校</p> <p>重油:農村改善センター・体育館</p>
<p>導入期間</p>	<p>2025年10月下旬～2026年3月31日</p>
<p>想定される削減コスト</p>	<p>480,000円</p>
<p>想定される削減二酸化炭素</p>	<p>21.3t-CO₂</p>



※他所実績の 10%程度の削減で試算

比布町のゼロカーボン活動について

● ゼロカーボンシティ宣言

2050年までに町内の二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル(脱炭素)」の達成を目指すため、令和4年3月、「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。先人から受け継がれてきた自然と文化を将来へと引き継ぎ、これからの子どもたちへと受け継がれるよう、町と事業者、町民が一体となり、脱炭素に向けて積極的に取り組みます。

● 「ボトル to ボトル」リサイクル

令和5年12月、株式会社 JEPLAN(本社:神奈川県)と「地域循環共生圏推進に関する包括連携協定」を締結し、使用済みペットボトルを『ボトル to ボトル』でリサイクルする取り組みを共同で進めています。JEPLAN 独自のケミカルリサイクル技術により、資源の循環と二酸化炭素削減を目指します。

● 公共施設照明の LED 化

これまでに道路照明やびっふスキー場のナイター照明を一部 LED 化し、脱炭素化に向けた取り組みを実施しました。省エネルギーによる電力使用量削減と光熱費の軽減を通じて、環境にやさしいまちづくりを進めています。

株式会社 VOREAS では、今後も様々な角度から企業様の課題解決とサステイナブル社会の実現に向けた活動を進めてまいります。